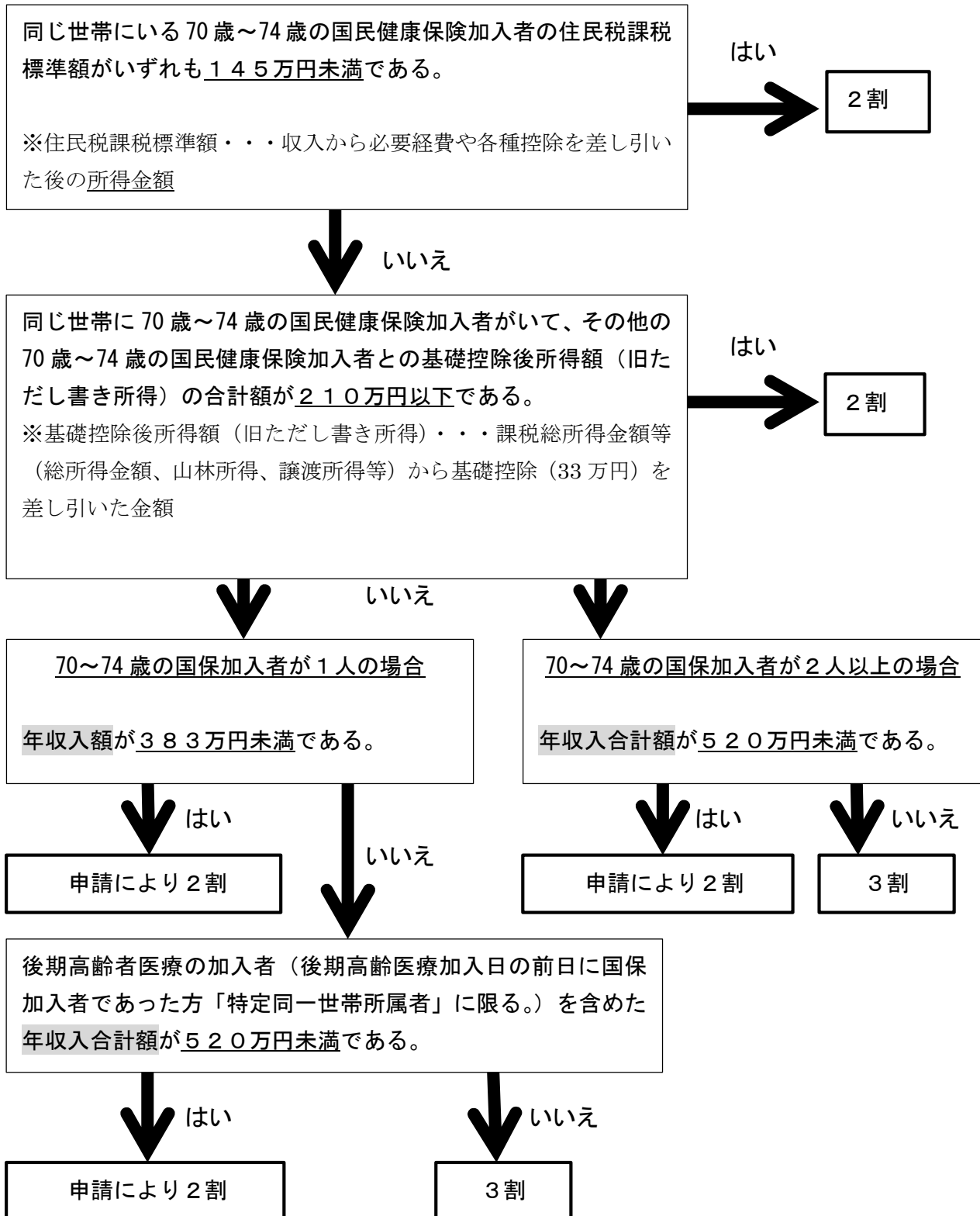


<高齢受給者証負担割合の判定基準>



●収入とは・・・公的年金、給与収入、その他の収入金額からなる1月から12月までの収入金額すべてが対象。

所得がマイナスであっても、その収入金額は加算されます。

収入金額は、世帯の対象者全員の合計金額です。遺族年金や障害年金などの課税対象外の収入や退職金は、ここでの収入とはなりません。